

令和5年度定期監査の結果に基づく措置状況

【議会事務局】

監査の結果	措置の内容
＜指導事項＞ 事務局を担う団体の通帳及び印鑑の保管について、不正防止の観点から、同じ場所で一緒に保管するのではなく、別々の場所でそれぞれ適切に管理していただきたい。	今後は、通帳及び印鑑について、別々の場所で保管する。
＜指導事項＞ 会議録作成に係る業務委託について、長年にわたり同じ事業者との契約になっているが、契約方法も含め委託先や委託料についても改めて検討していただきたい。	本契約については、会議録作成から会議録検索までの業務内容を精査し、令和3年度まで1者随意契約であったものを、指名競争入札の形に改めたものである。 本会議録作成・委員会録反訳・議事録検索システム用のデータ整備の3つの業務を含む契約であり、現在導入している会議録検索システムへのデータアップロードの期間等を考慮すると、現在指名している2者以外での対応が困難であるのが現状である。 また、会議録検索システムを変更すれば委託先も別事業者となるが、長期的に使用する会議録検索システムの特性を鑑みると合理性に欠ける面もあると考える。 議会としては、地方自治法の改正等により、今後、電子化等の検討を行う上で、会議録のあり方についても検討していくことになると見込まれるため、その際には今回の指導事項も念頭に検討を行いたい。